

A. 歯科技工所ベースアップ支援料について（Q&A）

I 制度の概要

Q1 歯科技工所ベースアップ支援料とは何ですか。

A 令和8年度診療報酬改定において新設された評価であり、歯科技工所に所属する歯科技工士等の処遇改善、特に勤務する者の賃上げを目的として設けられた制度です。歯科技工人材の確保および歯科医療提供体制の維持を図ることを目的としています。

Q2 なぜこの制度が創設されたのですか。

A 歯科技工士の減少や高齢化が進む中で、歯科技工人材の確保が歯科医療提供体制の維持にとって重要な課題となっているためです。歯科技工士の処遇改善を通じて人材確保を図ることが制度の目的とされています。

Q3 なぜ歯科技工所が算定主体ではないのですか。

A 診療報酬制度は、保険医療機関が算定主体となる制度であるためです。そのため歯科技工所ベースアップ支援料は歯科医療機関が算定し、歯科技工所への委託費として支払う仕組みとなっています。

II 制度の仕組み

Q4 この支援料は誰が算定するのですか。

A 歯科医療機関が算定します。

Q5 歯科技工所はこの支援料を直接請求できますか。

A できません。歯科技工所が直接算定する制度ではありません。歯科医療機関が算定し、その全額を歯科技工所への委託費として支払う仕組みです。

Q6 歯科医療機関が支援料を算定するには何が必要ですか。

A 厚生局への施設基準届出が必要です。また、歯科医療機関と歯科技工所が連携して届出内容を確認することが求められます。なお、当該歯科医療機関に複数の歯科技工所が関与している場合は、すべての歯科技工所が対象となるため、関係する歯科技工所間で情報共有を行い、連携して手続きを進めることが望まれます。

III 支払いの考え方

Q7 歯科技工所は歯科医療機関に支払いを求めることができますか。

A できます。制度趣旨および施設基準の内容について説明し、理解と協力を求めることが重要です。

IV 実務上の疑問

Q8 院内歯科技工の場合は算定できますか。

A できません。歯科技工所への委託を前提とした制度であるため、当該保険医療機関に所属する歯科技工士が製作した場合は算定対象となりません。

Q9 委託歯科技工所の名称はどこに記載されますか。

A 施設基準届出や実績報告書において記載されます。

Q10 届出時に記載されていない歯科技工所でも対象になりますか。

A なります。実際に委託が行われている歯科技工所については実績報告書で報告されていれば対象になります。

V 会員から多い質問

Q11 歯科医療機関が支援料を算定しているか確認できますか。

A 「医療機関届出情報(地方厚生局)データベース」にアクセスいただくと確認できます。

Q12 消費税の取り扱いはどのようにすればよいですか

A 歯科技工所ベースアップ支援料には消費税が含まれています。そのため、税抜 136 円、税込 150 円となるよう請求してください。

Q13 実際の請求方法を教えてください

A 請求方法としては、

①「別建て請求」と

②「歯科技工料金への内包」

が考えられます。

ただし、「内包」の場合、同一の補綴物でも料金体系が複雑になり、請求時のトラブルにつながる可能性があります。

このため、厚生労働省保険局は「別建て請求」を推奨しています。

部位等	項目	単価	個数	小計
① レジン前装金属冠	レジン前装金属冠	8,220	4	32,880
	ベースアップ支援料	136	4	544
	合計(税別)			33,424
② ③ レジン前装金属冠	レジン前装金属冠 (ベースアップ支援料含む)	8,356	4	33,424
	合計			33,424
① レジン前装金属冠	レジン前装金属冠	8,220	2	16,440
	レジン前装金属ポンティック	8,260	2	16,520
	ベースアップ支援料	136	1	136
	合計(税別)			33,096
② ③ レジン前装金属冠	レジン前装金属冠	8,220	1	8,220
	レジン前装金属冠 (ベースアップ支援料含む)	8,356	1	8,356
	レジン前装金属ポンティック	8,260	2	16,520
	合計(税別)			33,096

Q14 具体的な算定の個数の考え方を教えてください。

A 想定される歯科補綴物等における「歯科技工所ベースアップ支援料」の算定回数は下の表のようになります。

部位(一例)	算定回数	補綴物等の種類及び算定方法	
6	1	クラウン	★ 1 M 0 0 5 装 着 の 算 定 時 ★ ★ ★
5	1	インレー	
⑥⑦(連結or単冠)	2	クラウン	
③②①(連結or単冠)	3	レジン前装冠	
③2①(Br)	1	ブリッジ	
7~1 1~7	1	総義歯	
65・56(一顎2床)	2	局部床義歯	
鑄造二腕鉤	1	有床義歯修理	★
睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置	1	3. 口腔内装置等の装着の場合★	
①②③④⑤(テンポラリークラウン)	5	暫間補綴装置	★ ★ ★ ★
①2③(リテーナー)	1	暫間補綴装置	
123	3	支台築造(間接法)	
7~1 1~7	1	3次元プリント有床義歯(一顎)	
個人トレー・バイトリム・仮床試適		算定不可	

Q15 「歯科技工所における賃金引き上げの方法」の欄にはどのように書けばよいですか

A 歯科技工所の規模に応じて下記を参考にしてください

・従業員を雇用する歯科技工所

- ① 当歯科技工所においては、歯科技工士等の処遇改善を目的として、基本給の引き上げ及び各種手当の見直しにより賃金の引き上げを行う。
- ② 当歯科技工所においては、経営状況を踏まえつつ、基本給の見直し又は手当の増額により賃金の引き上げを行う。

・個人の歯科技工所

- ③ 当歯科技工所においては、本支援料に係る収入を、業務内容及び従事状況に応じて、基本給の引き上げ(見直し)に充当すること等、適切に配分し処遇改善を図る。

Q16 実績報告書の提出方法について教えてください。

A 本支援料の実績報告書は、歯科技工所名と期間内の算定回数を報告する簡易な内容です。従来のベースアップ評価料と混同されることがありますが、本制度では複雑な集計は不要です。算定回数については、可能な範囲でカウントし(下図*)、実績報告書作成時に歯科医療機関へ提供することをお勧めします。

別添1 (歯科技工所ベースアップ支援料) 実績報告書 (令和 年度分)	
保険医療機関コード	
保険医療機関名	
I. 提出書類の種類	
<input type="checkbox"/> 実績報告書	
I. 賃金改善支援実施期間及びベースアップ支援料算定期間	
(1) 賃金改善支援実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 ヶ月
(2) ベースアップ支援料算定期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 ヶ月
II. ベースアップ支援料の算定回数	
ベースアップ支援料の算定回数	0 回
ベースアップ支援料の算定額	0 円
III. 製作委託等を行った歯科技工所の名称と算定回数	
歯科技工所名	算定回数
	回
	回
	回
本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。	
令和 年 月 日	開設者名: _____
【記載上の注意】 * 1 「Ⅲ」において、歯科技工所ごとの算定回数については、可能な範囲で記載すること。	